

様式第 1 2（第 2 7 条関係）

納付金単価算定根拠資料届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

（ふりがな）

届出者 住 所 （〒 ）

（ふりがな）

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の役職・氏名）

事業者番号

（電力広域的運営推進機関から発行された事業者コード(頭 4 桁)を記入すること）

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第 3 2 条第 3 項から第 5 項の規定により、次のとおり納付金単価算定根拠資料を届け出ます。

事業者種別  下記種別から選択し、該当する番号を記入すること。  
1：小売電気事業者、2：一般送配電事業者、  
3：登録特定送配電事業者、4：特定送配電事業者  
5：認定事業者

| 届 出 内 容                                                                                                      |  | 備考 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|----|
| 1. 電気の利用者に供給した電気の量 (kWh)（注 1）                                                                                |  |    |
| 2. 1 特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の総量 (kWh)（注 2）                                                                   |  |    |
| 2. 2 市場取引等により供給した再生可能エネルギー電気の総量 (kWh)（注 3）                                                                   |  |    |
| 3. 1 特例太陽光発電設備に係る料金原価繰込額 (円)（注 4）                                                                            |  |    |
| 3. 2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 5 9 号）（以下「改正法」という。）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達 |  |    |

|                                                                         |  |  |
|-------------------------------------------------------------------------|--|--|
| に関する特別措置法（以下「旧法」という。）の施行の日前に発電を開始した再生可能エネルギー発電設備に係る料金原価繰込額（3．2を除く。）（注5） |  |  |
|-------------------------------------------------------------------------|--|--|

- （注1）前年度の1月から3月まで及び当該年度の4月から12月までにおける電気の使用者に供給した電気の総量とする。（小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録送配電事業者のみ記載）
- （注2）前年度の1月から3月まで及び当該年度の4月から12月までにおける特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の総量とする。（一般送配電事業者、特定送配電事業者、みなし電気事業者のみ記載）
- （注3）前年度の1月から3月まで及び当該年度の4月から12月までにおける市場取引等により供給した再生可能エネルギー電気の総量とする。（供給促進交付金の交付を受ける認定事業者のみ記載）
- （注4）当該小売電気事業者等の料金原価に含まれている特例太陽光発電設備により発電された電気の調達に要する費用に相当する額（電気価値除き・税抜き）とする。（旧一般電気事業者のみ記載）
- （注5）当該小売電気事業者等の料金原価に含まれている再生可能エネルギー電気の調達に要する費用（旧法の施行の日前に再生可能エネルギー電気の発電を開始した再生可能エネルギー発電設備（旧法第6条第1項の認定を受けた設備であって、改正法附則第4条第1項、附則第5条第3項又は附則第6条第3項の規定により改正法による改正後の法第9条第3項の認定を受けたとみなされるものに限る。）に相当する額（電気価値除き・税抜き））とする。（旧一般電気事業者のみ記載）

<備考>

用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。